

自動車検査登録業務に関する 改革について

国土交通省 自動車局

平成25年11月

- 行政のスリム化・効率化の観点から、国が行う業務のうち、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務について、独立行政法人に移管
- 国民の安全の確保や財産権の保護等の観点から、自動車の検査の可否の判定(安全基準等に適合することの公証)、自動車の登録(所有権の公証)の行為は、国が実施
 ※自動車と同様の制度である不動産登記については、国（法務局）において実施

独立行政法人(自動車検査独立行政法人)の役割

検査...保安基準適合性審査事務

登録...登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務

国の役割

検査...検査の可否の審査・判定を行い、自動車検査証を交付

登録...登録の可否の審査・判定を行い、登録事項等通知書を交付

※上記の方針は、先の自公政権において決定された方針(出先機関改革に係る工程表(H21.3.24 地方分権改革推進本部決定))に沿うもの

(参考)出先機関改革に係る行程表(H21.3.24地方分権改革推進本部決定)

1 事務・権限の見直し

(1)出先機関の事務・権限の見直し

ア 出先機関の事務・権限について、別紙のとおり見直す。

本局等の内部組織	関係する下部機関	事務・権限	見直しの内容
自動車技術安全部	運輸支局 自動車検査登録事務所	自動車の登録・自動車抵当	自動車の登録について、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を自動車検査独立行政法人に移管する。

○検査登録業務の実施主体

輸入車や二輪車をも含むあらゆる自動車の使用者は、自動車を使用する際は、国の行う検査に合格し、有効な自動車検査証の交付を受けることが義務付けられている(道路運送車両法第58条)

仮に国の検査業務を独法に行わせることとした場合、業務の継続性・安定性の担保は困難

制度上、自動車検査独立行政法人の職員は公務員でなく、争議権を含む労働基本権が付与されており、ストライキ等により国民に義務付けている検査が行われえない場合、その結果生じる不利益を自動車の使用者のみならず多くの国民が一方的に被ることとなる。

具体的には、

- ①無車検車を激増させ(日々10万台以上(年間2600万台)が受検)、仮に当該車両が使用され事故を発生させる等すれば、国民の生命を危険にさらす
- ②全国の自動車取引や通勤・通学・物流その他自動車を使用したあらゆる活動に甚大な影響をもたらす

 自動車の使用者に義務付けられている検査を実施しなければならない立場(自動車検査独立行政法人)が、自己都合により検査を実施しないことが制度上存在し得るということは、あってはならない



国民の安全を確保し、環境を保全するための業務を継続・安定して実施するには、公務員たる国の職員が直接行うべき。

自動車検査登録勘定のあり方①

自動車検査登録勘定のあり方については、

- ・ 国が引き続き検査登録業務の実施主体であること
- ・ 自動車検査登録に関する受益と負担の関係は極めて明確であること
- ・ 特別会計制度の活用による政策的意義が大きいこと
 - 国民の生命や財産等の保護に必要な取り組みの確実な実施
 - 受益と負担の明確化による透明性の確保

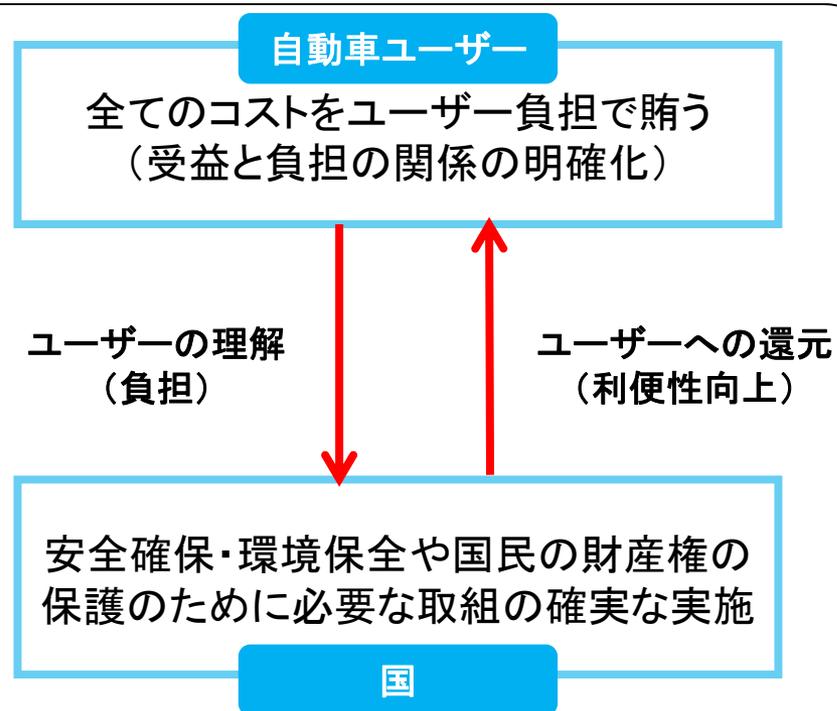
以上を踏まえ、自動車検査登録勘定を維持し、業務運営の改革と自動車ユーザーの利便性向上による国民へのメリットを具体的に実現していく。

自動車検査登録勘定の意義

自動車の検査登録業務(自動車の検査・登録、指定整備工場の指定等)に係る経費については、全て、自動車ユーザーから徴収する検査登録手数料収入より支出

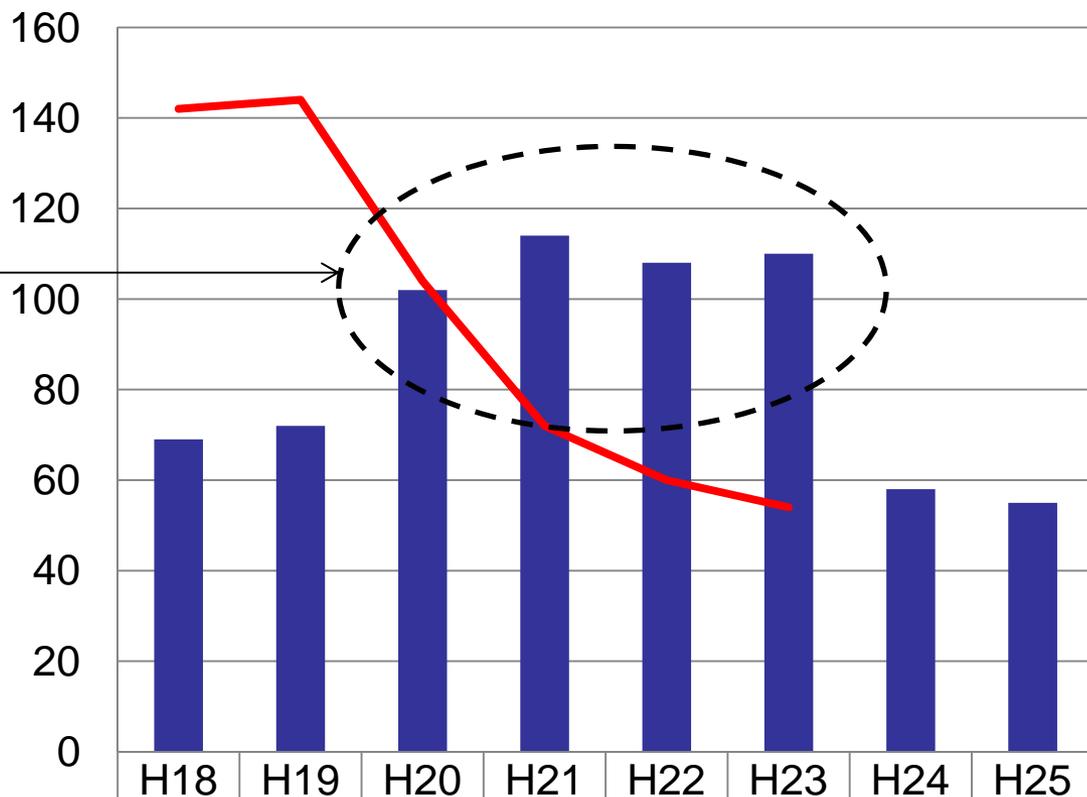
➡ **受益と負担の関係は極めて明確**

※自動車検査登録勘定と全く同様に「受益と負担」が明確な「特許特別会計」は、特別会計制度が維持されることとなっているところ



自動車検査登録勘定のあり方②

(億円)



剰余金を積み立てて波動性のある支出に対応。

仮に一般会計化された場合、剰余金を活用できず、一般国民の税金である一般財源を投入せざるを得なくなる。

→ 自動車検査登録勘定は、一般財源に頼ることなく運営されており、国の財政の観点からも有益なもの

■ 主要施設等経費(予算)	69	72	102	114	108	110	58	55
— 剰余金(決算)	142	144	104	72	60	54		

※検査高度化施設整備、自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)、自動車検査登録情報システム(MOTAS)に係るシステム開発・更改、機器設置費及び運用・保守等のシステム維持に必要な経費を計上

自動車検査登録勘定を有効活用した国民へのメリットの創出①

(検査・登録手続きのワンストップサービスの抜本的拡大)

○自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）の対象地域・手続きの拡大 (平成29年度まで)

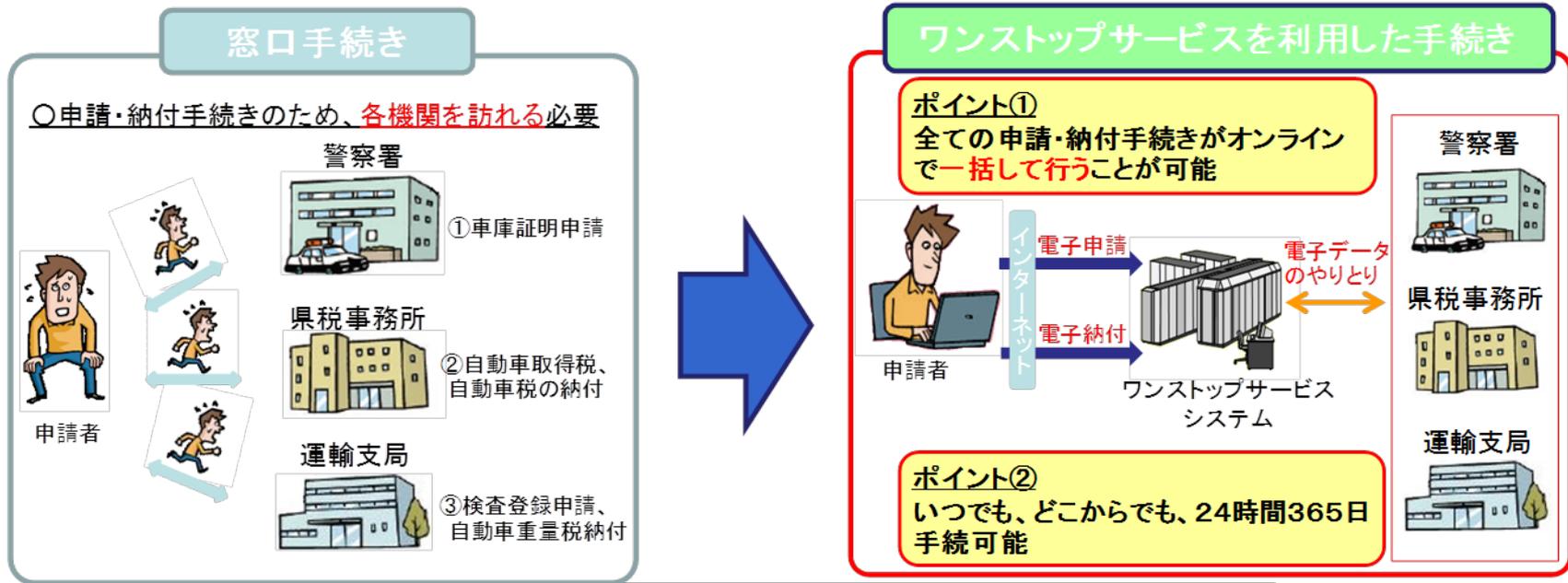
自動車の検査・登録に当たっては、警察署（車庫証明の取得）、県税事務所（自動車税等納付）などへ個別に赴く必要があり、重いユーザー負担となっている。

オンラインで一括して手続きが可能なワンストップサービス（OSS）の利用の拡大により、

国民へのメリット

- ➡ 自動車ユーザーの負担が大幅減。国民の利便が向上。
- ➡ 登録検査業務の効率化・合理化等を通じて、手数料の引き下げといった形でユーザーへ還元。

自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）の概要



(現在)

- 対象手続 : 新車新規登録
- 稼働地域 : 11都府県



(平成29年度まで)

- 全ての手続きに拡大
- 全国に拡大

自動車検査登録勘定を有効活用した国民へのメリットの創出② (新技術に対する検査の効率化)

○新技術に対する検査の効率化

(現状の課題)

検査の現場においては多種多様な車種が持ち込まれている中、今後、次世代自動車や安全運転支援装置・システム等の新技術の導入に伴い、検査工数・時間が増加し、ユーザーの利便性が低下するおそれ。

<新技術に対する検査の例>革新的な故障診断装置 (スキャンツール)

- スキャンツールとは、自動車の装置が正常に作動しているかどうかを自動車に接続して診断する「外部故障診断装置」であり、これらを用いることによって故障を速やかに探知可能。
- 次世代自動車や安全運転支援装置・システム等、電子化の進展により、自動車技術がブラックボックス化する中、故障箇所の「見える化」により、増加する検査工数・時間の短縮を図ることが可能。



スキャンツールとその診断作業風景



接続場所の例

自動車にスキャンツールをつなぐと、**様々な情報が「見える」ようになる。**

スキャンツール画面の一例



センサの断線など、故障箇所や状態を表示

国民へのメリット

- 次世代自動車や安全運転支援装置等について、安全性・環境性に係る基準適合を確保
- 検査の効率化・合理化等を通じて、ユーザーの負担軽減といった形でユーザーへ還元

参考資料

1. 業務の概要

自動車については、不動産と同様に国民の基本的な財産として、その所有権の公証を行う(登録)とともに、運行の用に供するためには、国の定める安全・環境基準に適合しているか確認を行う(検査)ことが必要となっているところ。

自動車の「登録」「検査」については、道路運送車両法に基づき、国が直接行うこととしているもの。(検査のうち、事実行為である自動車の保安基準の適合性審査事務については、平成14年に設立した自動車検査独立行政法人に行わせている。)

	根拠	目的	業務内容等	実施主体
検査	道路運送車両法 第58条	国民の安全の確保、 環境保全	保安基準適合性審査事務 (自動車の安全・環境基準への適合性確認)	自動車検査独立 行政法人(H14~)
			検査の合否の審査・判定を行い、自動車検査証を交付	国
登録	道路運送車両法 第4条、第5条 等	所有権の公証による 国民の財産権の保護	登録の可否の審査・判定を行い、登録事項等通知書を交付	国

2. 自動車の検査登録業務に係る会計の取扱い

国が行う自動車の検査登録業務に要する経費については、「受益者」たる自動車ユーザーが支払う検査登録手数料収入により全てを賄っており、受益と負担の明確化等のため、一般会計と区別して、自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定)において経理

行政のスリム化・効率化を図るため、平成14年に自動車検査独立行政法人を設立し、国が実施していた検査業務のうち、保安基準適合性審査事務について、同法人に行わせている。

(国及び自動車検査独立行政法人の業務)

1. 設置の経緯

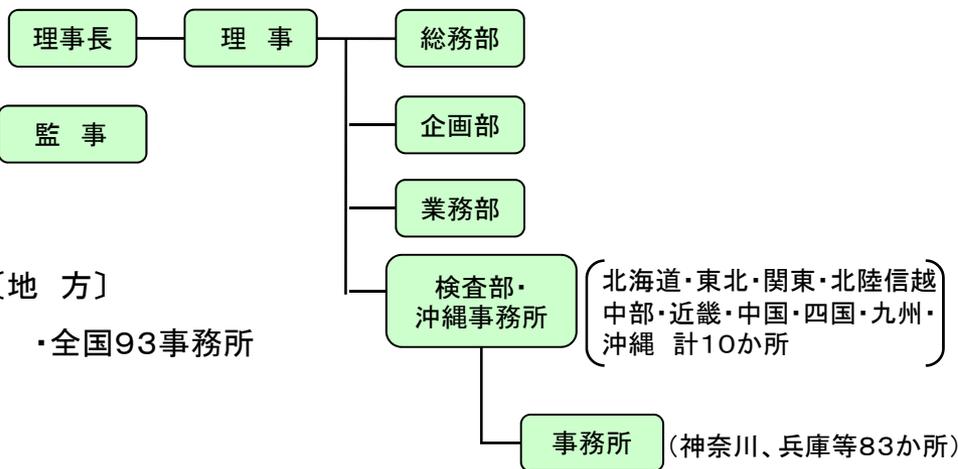
平成14年7月1日に運輸支局等の一部（保安基準適合性審査事務に係る要員及び施設）を切り離し、独立行政法人化



2. 組織・人員(平成25年4月1日現在)

役職員 811名 (役員6名含む (非常勤役員1名))

[本部]



[地方]

・全国93事務所

3-1. 予算(平成25年度)

約118億円

(内訳) 運営費交付金	830百万円
施設整備費補助金	2,407百万円
審査手数料収入	8,562百万円

3-2. 審査台数(平成24年度)

740万台

(内訳) 新規検査	97万台
継続検査	547万台
その他(構造等変更検査、再検査等)	96万台

4. 所掌分野(根拠法令:自動車検査独立行政法人法第12条)

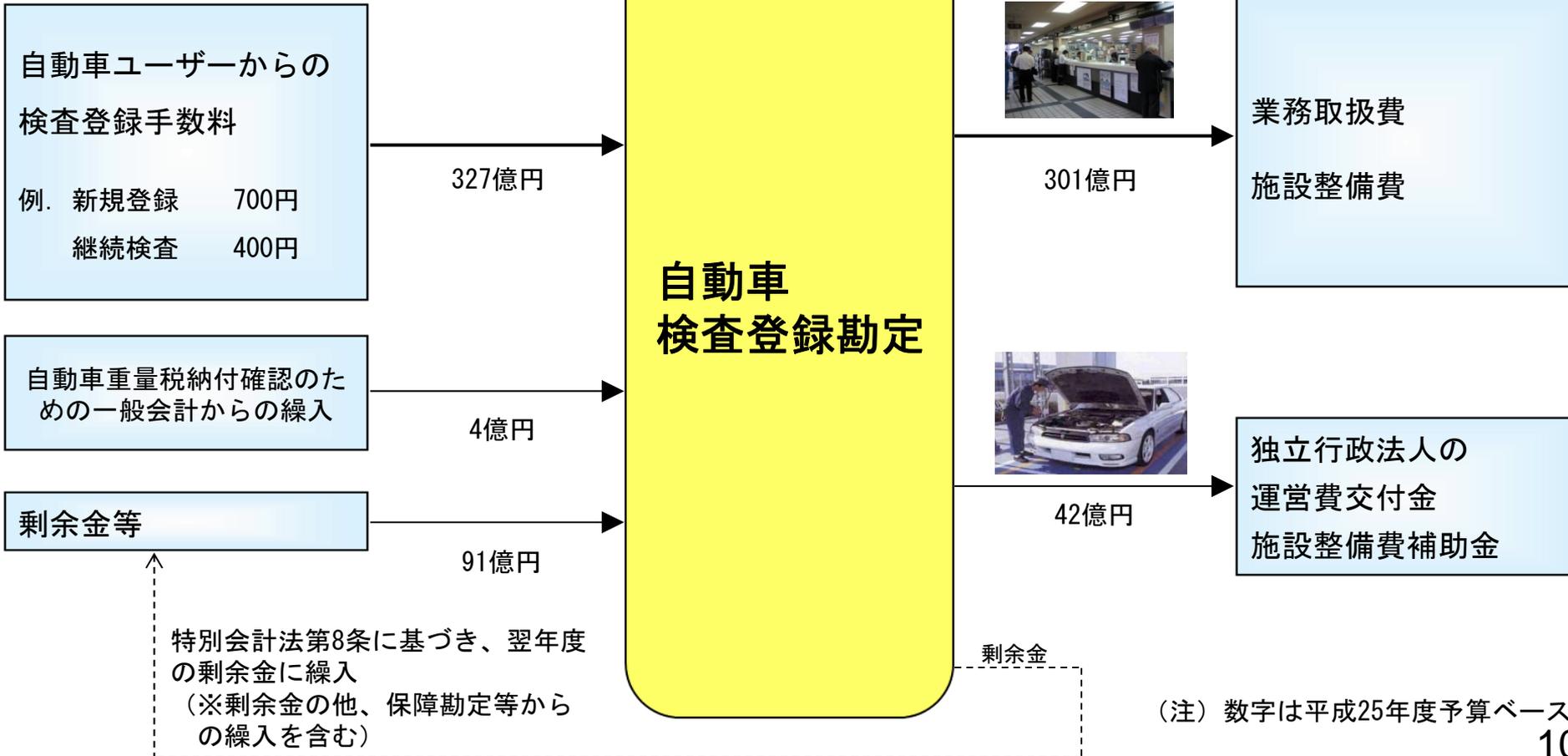
- (1) 自動車の検査における自動車保安基準に適合するかどうかの審査の実施
- (2) 上記業務に付帯する業務の実施

自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定)の概要

- ・自動車検査登録勘定は、昭和39年、自動車の激増に対処し、自動車の検査登録業務の処理体制の改善を図るために特別会計として設置
- ・本勘定では、受益と負担の関係を明確にするために一般会計と区分経理を行っており、自動車ユーザーからの検査登録手数料収入を財源として、検査登録業務に係る全ての費用を支出

歳入 423億円

歳出 343億円



国名	実施主体	所管省庁
英国	国	運輸省
フランス	国	内務省
スペイン	国	内務省交通局
スウェーデン	国	スウェーデン交通庁
インドネシア	国	インドネシア国家警察
シンガポール	国	陸上交通庁(LTA)
マレーシア	国	交通省(陸上交通部門)
ドイツ	地方政府	連邦交通建設都市開発省
カナダ(例:オンタリオ州)	地方政府	オンタリオ州運輸省
アメリカ(例:ワシントンDC)	地方政府	ワシントンDC陸運局
大韓民国	地方政府	大韓民国政府国土交通部